

各務原市自治会振興交付金交付要綱

(平成11年1月25日決裁)

(趣旨)

第1条 自治会の自発的かつ主体的な活動を支援し、自治会と行政のパートナーシップによる元気な各務原市を目指した都市づくりを推進するため、自治会振興交付金(以下「交付金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、各務原市補助金交付規則(昭和38年規則第34号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象者)

第2条 交付金の交付を受けることができるものは、各務原市の自治会とする。

(交付金の使途)

第3条 自治会は、第1条の趣旨を尊重し、交付金を次の使途に充てるものとする。

- (1) 緑と花の地域づくり活動
- (2) コミュニティづくり活動
- (3) 健康づくり活動
- (4) 清潔で安全な環境づくり活動
- (5) その他自治会の振興につながる活動

(交付金額及び交付時期)

第4条 交付金額は、1自治会当たり次に掲げる額の合算額とし、予算の範囲内で交付するものとする。

- (1) 均等割額 市長が別に定める額
- (2) 世帯割額 9月1日現在の自治会加入世帯数に市長が別に定める額を乗じて得た額
- (3) 防犯灯管理費 自治会が管理する防犯灯(LED防犯灯(光源に発光ダイオードを使用した防犯灯をいう。以下同じ。))を除く。)の設置基数に市長が別に定める額を乗じて得た額
- (4) 清掃協力費 市長が別に定める額

2 市長は、交付金を9月末日までに自治会に交付する。

(交付申請)

第5条 交付金の交付を受けようとする自治会の長は、9月10日までに、自治会振興交付金交付申請書(様式第1号)及び自治会振興交付金交付申請に伴う活動計画

書（様式第2号。以下この条及び第8条第1項において「活動計画書」という。）を市長に提出し、交付金の交付を申請する。

2 前項の規定による申請は、各務原市自治会連合会長が、各自治会の活動計画書を取りまとめ、各自治会の長を代表して一括で行うものとする。

（交付の決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、速やかにその決定の内容を別に定める通知書により申請者に通知するものとする。

（交付金の請求）

第7条 自治会の長は、交付金の交付の決定の通知を受けたときは、自治会振興交付金交付請求書（様式第3号）を市長に提出し、交付金の交付を請求する。

2 前項の規定による請求は、各務原市自治会連合会長が各自治会の長を代表して一括で行うものとする。

（実施報告）

第8条 交付金の交付を受けた自治会の長は、自治会振興交付金実施報告書（様式第4号）に活動の実績を示す書類（以下この条において「活動実績書」という。）を添付して当該会計年度の末日までに市長に提出する。ただし、活動の実績が活動計画書に記載している予定活動と同じ趣旨で行われたものである場合には、活動実績書の提出を省略することができる。

2 前項の規定による報告は、各務原市自治会連合会長が、各自治会の活動実績書（前項ただし書の規定により省略することができるものを除く。）を取りまとめ、各自治会の長を代表して一括で行うものとする。

（交付金の返還）

第9条 市長は、この要綱の規定に違反して交付金を受けた自治会があるときは、既に交付した交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

（施行期日）

附 則

1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

（平成26年度及び平成27年度の交付金に関する特例措置）

- 2 平成26年度及び平成27年度の交付金については、第4条第1項中「合算額」を「合算額（平成24年度又は平成25年度に防犯灯をLED防犯灯に交換し、又はLED防犯灯を新設した自治会にあっては、当該合算額に当該交換又は新設に必要と認める費用を加えた額）」と読み替えて、同項の規定を適用する。

附 則（平成11年5月10日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（平成19年5月28日決裁）

この要綱は、平成19年5月28日から施行し、平成19年度の予算に係る交付金から適用する。

附 則（平成23年3月28日決裁）

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正後の各務原市自治会振興交付金交付要綱の規定は、平成23年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成26年3月25日決裁）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年9月2日決裁）

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。
- 2 改正後の各務原市自治会振興交付金交付要綱の規定は、平成26年度の予算に係る交付金から適用する。

附 則（平成27年3月31日決裁）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月18日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行し、改正後の各務原市自治会振興交付金交付要綱の規定は、平成29年度の予算に係る自治会振興交付金から適用する。

附 則（平成30年3月30日決裁）

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の各務原市自治会振興交付金交付要綱の規定は、平成30年度の予算に係る補助金から適用する。

年 月 日

（宛先）各務原市長

住所
申請者
氏名 印

自治会振興交付金交付申請書

各務原市自治会振興交付金交付要綱第 5 条の規定により交付金を交付されたく関係書類を添えて申請します。

記

- 1 交付事業名
- 2 交付事業の目的及び内容

- 3 交付金交付申請額

交付を受けようとする交付額	同左算出の基礎
円	

- 4 交付事業の完了予定期日 年 月 日

- 5 その他参考事項

（宛先）各務原市長

自治会の名称 _____ 自治会

自治会長氏名 _____ 印

自治会振興交付金交付申請に伴う活動計画書

各務原市自治会振興交付金交付要綱第5条の規定により交付金を申請することに伴い、当自治会の活動計画書を提出します。

記

番号	交付金の使途	予定活動	時期	参加人数
1	緑と花の地域 づくり活動			
2	コミュニティ づくり活動			
3	健康づくり活動			
4	清潔で安全な 環境づくり活動			
5	その他自治会の 振興につながる 活動			

*該当番号を○で囲み、活動計画（活動名、予定月、参加人数など）を記入してください。

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

（宛先）各務原市長

請求者 住所
氏名 印

自治会振興交付金交付請求書

各務原市自治会振興交付金交付要綱第7条の規定により下記金額を交付くださるよう、別紙指令の写しを添えて請求します。

なお、支払いについては、各自治会が指定する口座に入金してください。

記

金 円也

但し、 年度各務原市自治会振興交付金として

様式第4号(第8条関係)

年 月 日

(宛先) 各務原市長

住 所

交付事業者

氏 名

印

自治会振興交付金実施報告書

各務原市自治会振興交付金交付要綱第8条の規定により交付事業の実施の結果を報告します。

記

1 実施した交付事業名

2 交付事業の目的及び内容

3 計画の実施状況

4 交付事業の効果

5 交付事業の着手及び完了日

着 手 年 月 日

完 了 年 月 日